

農業委員会からのお知らせ

農地取得に必要な下限面積（別段の面積）の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これらを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

このため、七宗町農業委員会総会において審議した結果、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）について

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1)七宗町全域の農地 | 20アール |
| (2)七宗町空き家バンクに登録された空き家付き農地 | 1アール |

【お問い合わせ先】

七宗町役場 農林課内 農業委員会事務局
電話番号 0574-48-1101（直通）